

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届は、8月以降も引き続き手当を受けられるかを審査するためのものです。現在手当を受給している人は、届け出をしないと、8月以降の支給が停止されま

▼提出期限

児童扶養手当 8月1日(月)～8月15日(日)

特別児童扶養手当 8月12日(金)～8月18日(木)

▼提出するもの

児童扶養手当受給者

・現況届および8月1日以降発行の住民票謄本

特別児童扶養手当受給者

・所得状況届

両手当共通

・手当証書 ・印鑑

・今年の1月1日に吉岡町に住所がなかった人は28年度(27年分)所得課税証明書・その他必要に応じた書類

ご存知ですか？

児童扶養手当とは

母子・父子家庭や父母のいない児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

次の①から⑨のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児については20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。(父については、生計も同一であること)

- ① 父母が離婚した
- ② 父又は母が死亡した
- ③ 父又は母が重度の障害の状態にある
- ④ 父又は母の生死が明らかでない
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている

- ⑧ 婚姻によらないで懐胎した
- ⑨ 父・母ともに不明である(孤児など)

▼支給額 (児童一人の場合の月額)

全部支給：42,330円
一部支給：前年の所得に応じて42,320～9,990円

特別児童扶養手当とは

心身に一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

▼支給額 (月額)

1級：51,500円
2級：34,300円

次のような場合は支給されません

・児童が児童福祉施設などに入所している(共通)
・異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある(児扶)
・児童が障害を事由とする公的年金を受けている(特扶)
※その他にも支給されない場合があります。
※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

▼提出・問合せ先

健康福祉課 こども福祉室
☎ 26・2248 (直通)

節水への協力をお願いします

今年は、利根川水系のダムの貯水率が6月下旬時点で例年を大幅に下回っていますので、節水にご協力をお願いします。

家庭でできる節水方法の例

- 洗面、手洗い ↓ こまめに蛇口を開閉する
- 歯磨き ↓ コップに汲んで口をゆすぐ
- 炊事 ↓ 水を流しっぱなしにしない。食器の汚れを拭いてから洗う
- シャワー ↓ こまめに止める
- 洗濯 ↓ バケツに汲んで洗う

農地保全管理を

お願いします

雑草などを生い茂ったまま放置しておくと、野生動物の絶好の隠れ場所や、火災・病害虫・交通事故などの発生原因となる恐れがあり、周囲に大変迷惑となります。

農地は、いつも除草などをして、きれいに保ちましょう。

▼問合せ先

農業委員会事務局
☎ 26・2280 (直通)

今月の納税

町民税
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…第2期

納期限8月31日※

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

口座振替がお得です

国民年金保険料の前納制度(下期)

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金で納付を希望する人

「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書(平成28年10月～平成29年3月の6カ月分をまとめて納付するときに使用)で納めてください。

▼納期限 10月31日(月)

口座振替で前納を希望する人

口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。

8月末日までに年金事務所へお申し出ください。

▼申し出時の持ち物

- ① 預貯金通帳
- ② 預貯金通帳届出印
- ③ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)

6カ月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

納付方法	6カ月分の金額	割引金額
毎月現金で納める場合	97,560円	—
現金で前納する場合	96,770円	790円
口座振替で前納する場合	96,450円	1,110円

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

▼問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課
☎22・1607



平成28年度臨時福祉給付金および低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

臨時福祉給付金

▼対象者 平成28年1月1日に吉岡町に住民票がある人で、平成28年度の住民税が非課税で課税者の扶養者でない人

▼支給額 支給対象者1人につき3,000円

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金

▼対象者 平成28年1月1日に吉岡町に住民票がある人で、平成28年度の住民税が非課税で課税者の扶養者でない人で、障害または遺族基礎年金を受給している人

※すでに年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給している人は対象となりません。

▼支給額 支給対象者1人につき30,000円

▼申請方法(両給付金共通)

対象者と思われる人には、8月下旬に申請書を送付します。申請受付は9月1日からです。郵送または健康福祉課高齢福祉室窓口へ持参してください。

※申請書の送付に問わず、所得の変更などにより該当・非該当になる場合がありますので確認してください。

※給付金受給後でも、対象となる資格を有しないことが判明した場合は給付金を返還していただきます。

▼問合せ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)

人権擁護委員に委嘱

平成28年6月30日付けで、石関義雄さん(南下)が退任となりました。ご活躍いただきましてありがとうございます。また、平成28年7月1日付

けで、石関秀一さん(南下)が任命されました。

主な仕事は、地域の皆さまから人権相談を受けたり、人権について広く関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりすることです。お気軽にご相談ください。